

世界難民の日 関西集会 2017

WORLD REFUGEE DAY IN KANSAI



日本で何ができる？
世界が揺れる難民問題

REFUGEES
WELCOME

7月2日(日) 11:30～16:30 大阪市住まい情報センター3Fホール

【主催】2017年世界難民の日関西集会実行委員会

【後援】UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) 駐日事務所、公益団体法人アムネスティ・インターナショナル日本、全国難民弁護団連絡会議、特定非営利活動法人なんみんフォーラム (FRJ)、認定 NPO 法人難民支援協会 (JAR)

【協力】難民ナウ!

【事務局・問合せ】RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)

〒532-0002 大阪市淀川区東三国 4-9-13 「OSAKA なんみんハウス」

TEL・FAX: 06-6335-4440 Mail: rafiqtomodati@yahoo.co.jp

Timetable

第1部 「日本で何が出来る？世界が揺れる難民問題」

11:00～11:05	集会趣旨説明（田中恵子氏：RAFIQ）
11:05～11:50	「同じ地球・同じ時代に生まれたんだから」（安藤由香里氏：大阪大学特任講師）
11:50～12:20	「540万人の国の難民受け入れ（フィンランド）」（亀谷優子氏）
12:30～13:00	質疑応答

.....
〈昼休憩〉 13:00～14:00
.....

第2部 「Refugees Welcome」

14:00～14:30	難民からの声（アフガニスタン難民Rさん）
14:30～15:00	「日本でのシリア難民の民間受け入れ」（折居徳正氏：難民支援協会〈JAR〉）
15:00～15:20	「OSAKAなんみんハウスでの難民支援」（田中恵子氏：RAFIQ）
15:20～15:40	「関東での難民ホームステイの取り組み」（渡部清花氏：WELgee）
15:40～16:30	各団体の取り組みなど

※諸事情により変更する場合があります。

〈講師プロフィール〉

安藤由香里氏

大阪大学特任講師（国際人権法・人道法・難民法）。国際人権法におけるノン・ルフルマン（追放・送還禁止）原則が研究主題。

亀谷優子氏

日本、フィンランドとスウェーデンで福祉を学び、2006年から2017年までフィンランドのNGOなどで、地域住民の移民への理解を求める活動、ピアサポートによる難民の第三国定住の手助けや、移民の生活支援に従事。

折居徳正氏

難民支援協会（JAR）。難民受入プロジェクトマネージャー。民間主導によるシリア難民留学生の受け入れプログラムに尽力。

田中恵子氏

関西の難民支援団体、RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）共同代表。

渡部清花（わたなべさやか）氏

東京大学大学院・総合文化研究科・人間の安全保障プログラム修士課程。大学時代はバングラデシュの紛争地にてNGOの駐在員。トピタテ！留学JAPAN 1期生。バングラデシュ、国連開発計画（UNDP）元インターン。

WELgeeという団体を設立し、関東を中心に日本に逃れてきた難民と一般の家庭をつなげる「難民ホームステイ」実施中。

〈開催にあたって〉

日本への難民申請 3 年間で 23487 人、認定はわずか 66 人

いま、戦後最大の難民危機と言われていています。世界には約 6500 万人の保護が必要な方がいます（2015 年）。これは換算すると、113 人に 1 人となり、しかもこの数はいまもなお、増え続けています。

この日本にも世界中からたくさんの難民がきています。日本への難民申請者は近年急激に増え続け、昨年の申請者は 10901 人も達しました。しかし、そのうち難民と認められたのは、たった 28 人。2014 年から 2016 年までの 3 年間の難民申請者数を合計すると 23487 人ですが、認定者数はわずか 66 人にすぎません。

世界が揺れている今、難民問題を通じて考えよう！

もしあなたのそばに、紛争や迫害から逃れてきた難民がいるとしたら…。あなたはどうしますか？

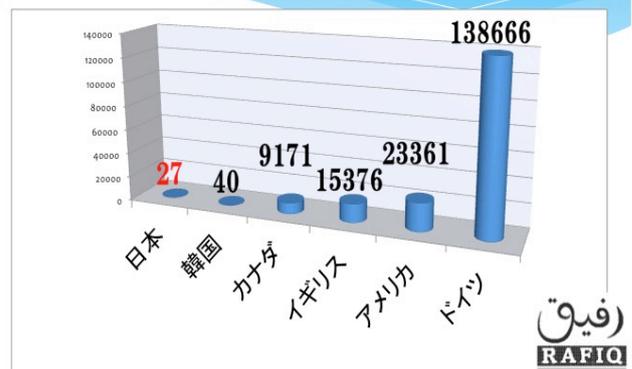
わたしたちの生活自体がすでに世界と密接に結びついている現実をみると、国際的な責任分担は必要不可欠ですが、日本政府の難民受け入れの状態は、世界各国から「難民鎖国」と言われているほどです。しかし民間では、日本にいる難民に対する支援の輪は日増しに広がり、様々な取り組みがなされ、民間による難民の受け入れなども始めました。

同じ時代、同じ地球に生きている者として、難民を排除するのではなく、「Refugees Welcome」（ようこそ なんみん）と言えるように、この日本であなたができることを、一緒に考えましょう。



法務省資料より RAFIQ 作成

2015年主要国の難民認定数 (毎年6月20日の世界難民の日に発表)



UNHCR 資料より RAFIQ 作成

法務省発表「平成 28 年における難民認定数等について」を受けてのコメント

～制度の歪みのコストを難民に負わせてはならない～

全国難民弁護団連絡会議 2017 年 3 月 30 日

法務省入国管理局の発表によれば、2016 年、年間の難民申請者数が初めて 1 万人を超えた。その一方で、難民認定者数は、一次と異議を合わせて前年と同程度の 28 人とどまっている。異議での難民認定者数は、難民審査参与員の制度を導入した 2005 年以降で最低値の 2 人であった。近年、日本に保護を求めてきた難民がますます保護されがたい制度になっていることが危惧される。

1 難民認定

一次手続での難民認定率(難民認定数÷(難民認定数+不認定数)の百分率)が 2016 年は約 0.3 パーセントとなり、6 年連続で 1 パーセントを下回った。異義審では、難民認定が 2 人となり、難民審査参与員制度の導入以降の最低値を更新した。

難民認定者の出身国別で見ると、アフガニスタン 7 人(3 件)、エチオピア 4 人、エリトリア 3 人、バングラデシュ 2 人のほか、ウガンダ、スーダン、コンゴ民主共和国など含まれ、アフリカ諸国出身者の難民認定が初めて 10 人に達した。難民申請者が多い出身国上位 10 カ国では、当会で確認できる限りにおいて、難民認定は 2 人だけであった。特にネパールは、7 月と 9 月にそれぞれ 1 件ずつ難民不認定取消訴訟の高裁判決で難民側の勝訴が確定したものの、これらの案件について難民認定を受けたとの報告はまだされていない。トルコ出身者は、本邦で難民認定制度の運用が開始された 1982 年から難民認定ゼロが続いている。

異義審(2016 年 4 月以降は難民審査請求手続と併行)での難民認定は、難民審査参与員制度が導入された 2005 年以降での最低値を更新して 2 人のみとなり、難民認定率は 0.1%を下回った。平成 28 年度予算では難民審査参与員の直接費用(手当及び旅費)のみで約 9400 万円¹が計上されているが、1 人当りの難民認定に 5 千万円近くが使われているともいえる。

(コメント) 現状からは、難民審査機関である法務省入国管理局が「不認定機関」であるとの批判は免れない。難民の保護は、制度のいわゆる「濫用」・「誤用」などを制限することを目的としてはならない。難民審査参与員を含め、難民審査機関においては、制限ではなく「保護」を前提としたマインドセットに変えていく仕組みづくりが引き続き求められる。

2 審査手続の長期化

2016 年に難民認定を受けた 28 人を四半期別で見ると、1 月～3 月に 1 人、4 月～6 月に 3 人、7 月～9 月に 2 人、10 月～12 月に 22 人が決定を受けており、前年と同様に年末に難民認定が集中した。さらに、当会の把握では、少なくとも 13 人(42 パーセント)が、2017 年になってからの認定告知であり、難民認定の決定から告知までに 2 ヶ月以上かかっていた案件も報告された。

¹ 難民審査参与員手当が 7,949.1 万円、難民審査参与員派遣旅費 1406.5 万円。このほか翻訳・通訳経費や事務局経費がかかっている。

(コメント) 難民認定案件の方が不認定案件よりも審査が長期化する傾向にあるが、早期の保護実現のために認定案件こそ手続きの迅速化がはからなければならない。少なくとも決定から告知までの期間は出来るだけ短縮されることが求められる。難民認定案件について、直接主義による難民認定がなされる制度改正が求められる。

3 複数回申請での難民認定の減少

2016年は複数回申請での難民認定が1人しか確認されていない。2005年から2014年までは難民認定者の約10パーセントが複数回申請での認定であったが、2015年は難民認定者27人中でゼロになるなど、近時では複数回認定者の難民認定が激減している。

(コメント) 一部の案件について、再申請が難民認定セーフティネットになっていた。新たな迅速処理の枠組みでは、これまでに再申請により救われていた者が救われなくなるおそれがある。再申請案件について、少なくとも難民審査の十分なクオリティが確保されるまでは、再申請案件だからということで排除せず、認められるべきものは認めていく運用が求められる。

4 真の難民の保護と現実社会の必要に対応した出入国管理の必要性

世界的な潮流に外れることなく日本においても移民と難民の混在傾向が強まっている。日本への入国者数は、東日本大震災のあった2011年に一端落ち込んでから現在まで3倍以上に増加しているが、その中でも、事実上単純労働力の受け皿となっている「留学生」や「技能実習生」が急増したほか、「人文知識・国際業務・技術」の在留資格を持つ入国者の増加が顕著である。同期間において、難民申請者数の多い上位10カ国の出身国のうち、インドネシア、ネパール、フィリピン、ベトナム、カンボジアについて、上記在留資格の者の入国が急激に増加した。2015年9月の運用改正で難民認定制度のプルファクターを取り除く試みがされているが、2016年も難民申請者数は増加を続けた。同改正で一次手続での案件の振分け運用が開始されたが、2016年4月から8月までに振分けた案件は、A案件²2件、B案件³1,526件、C案件⁴292件、D案件⁵2,951件となった。

(コメント) 当局は2010年の在留資格を持った難民申請者への就労許可の緩和が呼び水となって難民申請者数が急増していると分析し、難民認定制度が濫用や悪用されているなどと指摘することがあるが、単純労働力を必要とする日本社会と出入国政策の歪みが、難民認定制度の負担となっている。難民認定手続の運用改正では、要保護の可能性の高いA案件には2人しか振り分けされておらず、真の難民が利益を受けていない。更なる締付け強化での対応は、政策目的を達成しないばかりか、守られるべき難民にも負担を増大させるおそれがある。制度の透明性やクオリティの向上によって制度への信頼性を強めること、また、同時に、現実社会の必要に対応した出入国政策とその運用が求められる。

² 難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件

³ 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件

⁴ 再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件

⁵ 上記以外の案件

日本と世界における難民・国内避難民・無国籍者に関する問題について

(日本への提案)更新版 〈抜粋〉

国連難民高等弁務官事務所(UHCR) 駐日事務所

2017年5月26日

本提案は、2015年7月に公開された「日本への提案」を、今日の状況に照らし合わせて更新したものであり、日本政府や関係者にとって人道支援対応の検討の一端となればと願い、ここに UNHCR が直面する課題の総括とそれらに対する提案を記しました。

1 パートナーシップと啓発活動

日本は UNHCR の五大ドナー国の一つであり、2016年の日本の拠出額は1億6472万6114米ドルに達しました。長期にわたり日本は国際協力において重要な役割を担い、その多大な貢献は敬意を持って評価され、優れた実践例として位置づけられています。特に、日本の人道支援方針や開発援助大綱は、強制移動に対する政策を進展させるための要です。また「人間の安全保障」を柱としたこれらの政策は国際機関やパートナーとの協力関係を強め、強制移動などのグローバルな問題の解決に寄与しています。

さらに、日本は緊急人道支援と開発の連携を促進するにおいて不可欠なパートナーシップ構築において重要な役割を担っています。UNHCR が必要としている2017年度予算は現在74億5000万米ドルです。新たに大規模な人道危機が多発している状況を受け、UNHCR とパートナーが必要とする予算額は著しく増加し続けています。UNHCR は人道的ニーズへの対応において、日本が中核的な役割を担い、難民、国内避難民、無国籍者に対する保護や支援において日本のリーダーシップがさらに発揮されることを期待しています。ドナー国の援助疲れやいくつかの主要ドナー国からの拠出額減少が予想される昨今、UNHCR が世界各地における難民支援、人道支援を現在の規模で維持することはより困難になりつつあり、同時に日本への期待も増しています。日本政府は、2016年の難民と移民に関する国連サミットや、2018年の難民に関するグローバルコンパクト(国際協定)策定へ向けた UNHCR の働き等、国際的な場における難民、移民に関する議論に積極的に参加しており、UNHCR はこうした日本政府の取組に感謝しています。

以上のような観点からパートナーとの協力体制構築の一環として、UNHCR は引き続き資金や物資・技術協力、また人材などによる日本の人道的な貢献の活用を促進していきたいと考えています。人道支援、平和構築、人道支援と開発援助の連携、開発の分野において UNHCR は政府機関をはじめ、国連や国際機関、JICA、市民社会や NGO などと共に協力体制をさらに強化していくべく努力を続けています。

必要な支援確保につなげるための努力の一環として、UNHCR は強制移動や人道危機についての問題や対応策、また日本からの人道的支援が何百万人もの難民、避難民の苦しみを緩和することに貢献してきたことなどについて

広く伝え、啓発し、社会的関心をより高める必要があると考えます。また UNHCR は「世界難民の日(6月20日)」や UNHCR 難民映画祭などを通して情報発信を強化し、メディア、大学、文化団体、学生や民間の団体、国連 UNHCR 協会など多岐に渡るパートナーと協働で活動を行い、共に啓発に取り組んでいます。

難民保護に関する世論を喚起することは、難民、避難民についての理解を促進するだけでなく、難民問題への日本の貢献についての認知度を上げることにもつながります。難民についての認識が効果的に向上する環境づくりにおいて日本政府が UNHCR や他の関連機関と連携し、主導的役割を担うことを願います。

2. 包括的な庇護制度の確立

2011年11月、難民条約の採択から60年目、日本の同条約への加入から30年目に際して、日本の国会は「難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議」を全会一致で採択しました。この国会決議は、「国内における包括的な庇護制度の確立」を日本政府に呼びかけていますが、UNHCR は「包括的な庇護制度」とは次の要素から成ると考えます。

難民および難民認定申請者の権利と義務を明確に規定する難民法の制定および難民を専門的に扱う部局の設立

上記の決議に鑑み、日本が真に包括的な庇護制度を確立するためには、受け入れ体制、難民認定、そして定住支援に関する課題に取り組み、適切そして特化された法的枠組を形成する必要があると考えられます。また、そのような枠組が、特に難民および補完的保護を受けた者に対して日本の社会福祉制度の適用を保障することを推奨します。新たに起案されるべき難民法は、入国管理を制定する法律から分離され、難民認定申請者および難民の権利と義務を明確に規定し、難民事項に関わる様々な当局の責任に関しても言及するべきです。

近年の日本での難民申請者の数の増加を鑑みるに、難民に関する事項すべてに責任を持つ専門部局の設立を検討することが大切です。現在複数の省庁、政府部局に任せられている難民関連の業務を一本化し、統合させることで、庇護に関わる課題への対応がより包括的、効率的、そして保護に重きを置いた取り組みになると考えます。さらに、難民認定申請の審査に責任を負う法務省が、難民認定と難民保護ならびに出身国情報調査の分野を担う職員を自ら養成する能力を強化することは非常に重要です。

難民認定手続中の難民認定申請者の処遇を適切なものとするためのさらなる努力

上述のとおり、難民法は日本が加入している難民条約のもとに生じる義務を明確に規定し、その一端として難民認定申請者が日本の国境(空港や港)あるいは領域内で迫害からの保護を求める意思を明確にした時点から、必要とされる支援を国家が提供するという責任を確認するべきです。処遇条件全般に関連する事項として以下のものが挙げられます。

・認定手続中、最終決定が行われるまで、難民認定申請者には適切な文書が交付されること。

・難民認定手続中は、在留資格に関わらず必要な経済的、さらに衣食住および医療を含む基本的なニーズが満たされるように、現行の難民申請者への支援に関する枠組みが見直されること。

・処遇条件には、年齢、ジェンダーおよび多様性に対する理解が反映され、特別なニーズのある申請者に対して適切な支援が確保されること(特に、保護者がいない子ども、監護者から分離された子ども、性暴力の被害者、トラウマを抱えた者、拷問の被害者、および障がい者は、個々の必要に応じた適切な支援を受ける)。

・再申請の受理可能性についての決定を待つ間および(受理可能な)再申請の審理を待つ間(すなわち申請から最終決定までの期間)、申請者は通常の難民認定申請者と同等の支援および処遇を受ける資格を有すること。

・難民認定手続が6ヶ月を超える場合、難民認定申請者は就労を許可されること。難民認定申請者は原則として収容されない、ならびに収容の代替措置(ATD)がさらに拡大運用され、申請者が収容されない、あるいは収容を解かれること。

難民条約と1967年難民の地位に関する議定書は、国際難民保護が与えられるべき者を定義するとともに、重要な原則を規定しています。その中には、国際保護を必要とする者に対して不法な入国または滞在を理由として刑罰を科してはならないということが含まれています。

上記の原則に基づき、難民認定申請者および難民の収容は原則として避けられるべきであり、正当な目的がある場合にのみ最終手段として用いられるべきです。そして、子どもは原則として収容されるべきではありません。同時に収容代替措置が検討され、特に脆弱性のある人々についてはこの措置が優先的に考慮されるべきです。難民認定申請者が収容される場合、最低限の手続保障および適切な医療の提供等、最低限の処遇基準が遵守されなければなりません。

UNHCRは、日本政府が、UNHCRの「入管収容に関するグローバル戦略2014-2019年」に2017年から参加する意向を表明したことを歓迎します。UNHCRとしては、このグローバル戦略における、次の3つの目標、すなわち、(I)子どもの収容を終わらせること、(II)ATDの利用が法律上も運用上も確保されること、(III)収容が必要かつ不可避な場合には、収容の状況が国際基準に沿ったものとなること、の達成に向けて、関係当局と協力していく所存です。

より公正かつ効率的な難民認定手続の確立および専門部会の提言の速やかなる施行において考えられるUNHCRとの連携

公正、効率的かつ透明性のある難民認定手続の確立は、難民条約および同議定書、ならびに他の関連する国際規範の下で国際保護を享受すべき者を迅速に識別するために必要不可欠です。難民保護の国際的な原則をふまえて、公正かつ効率的な手続を構成する以下の中心的要素が確保される必要があります。すなわち、(1)異議申立て手続の独立性、(2)全段階における法的支援および代理人の確保、(3)独立かつ最新の、関連性および信頼性のある出身国情報の収集、(4)手続に関与する全当事者、とりわけ判断権者に対する継続的な研修および能力育成、(5)複数回申請および補完的保護に関する、明確な基準および手続保証を含んだ法律上の規定の導入、(6)公正かつ効率的な難民認定手続を維持するための十分な人的、および金銭的支援の割り当て、そして(7)難民認定に関する決定の質を常に確保するための仕組み、です。

一般原則として難民条約上の該当基準が正しく解釈、適用されることが十分に保障されなければなりません。このためには、難民認定手続において UNHCR のガイドラインおよび国際基準ならびに国際原則が十分に検討され、適用されるべきです。

日本政府が難民認定手続においてさらに公平性・効率性を高め、現存する未処理案件を処理していくために、UNHCR は以下の分野において法務省と緊密に協力する用意があります。(1)難民認定実務に携わる者全てを対象とした、包括的な研修および専門性のさらなる向上に資するための育成プログラムの提供および、法務省自らが難民認定と難民保護に関する包括的な研修を行う能力を育成するための法務省内の研修機関・関連部局との緊密な連携(2)法務省内において出身国情報や国際情勢に関する情報の収集および分析を行うための専従の体制を整備する際、技術的な助言・研修の提供、(3)研修および能力育成の一環として、一次審査、異議審査を問わず個別ケースの協同レビュー。

この点に関して、専門部会で合意された提言を法務省が迅速に実行することが勧奨されます。

難民として認定された人が日本社会に円滑に統合していくことを支えるための、包括的な統合支援の枠組み作り

難民として認定された人が日本社会に円滑に統合していくことを確保するために、あらゆる必要な措置が講じられるべきです。この点に関し、政府による包括的な社会統合支援スキームを構築することを提案いたします。また、UNHCR は第三国定住難民を含め、難民を受け入れる意思や力量を有している地方自治体が存在していることも承知しています。従って、中央政府、地方行政、難民を受け入れる地方自治体、市民社会の諸団体、そして難民との間の緊密な協力関係を形成することが重要と考えます。

人道配慮に基づき日本での在留を特別に許可された人は、すでに一定の資格を有するが、社会統合に向けた国の支援等を含む、さらに包括的な権利が提供されるべきです。

補完的保護を受けた者は、正式な法的地位を付与され、迅速な家族統合の基本原則等を含む必要とされる市民的、政治的、社会的および経済的権利を付与されるべきです。

家族統合の権利は難民が享受すべき基本的人権の一つであることに鑑み、日本政府は社会福祉の問題と難民とその家族の再統合の問題を区別して考慮するよう推奨します。

最後に、政府は難民の帰化手続を促進し、国籍取得にかかる費用を縮小するための最大限の努力をおこなうことが重要です。

国際保護の必要性がないと考慮された人の処遇を定めた法的枠組みの確立

国際保護を求めていた人で、公正な手続によってその申立てを十分検討した結果、難民条約上の難民の地位の資格を有せず、人権や人道的理由による国際保護の必要性も認められない人の扱いは、難民認定制度の信用性を維持する上で重要な要素の一つとなります。

日本国内において保護を受ける資格がなく、その他の在留の権利も有しない、不認定とされた難民認定申請者の処遇について、公正かつ透明性をもって規定する法的枠組および有効な制度を確立するべきです。そのような法的枠組には、難民認定手続の最終段階におけるカウンセリングの提供、援助付の自主帰還、そして有効かつ透明性のある帰還のモニタリング制度を設立するための規定をも含むものとします。このような者の扱いを律する基本原則には、彼らが人道的に、基本的人権および人としての尊厳を十分尊重する形で扱われるということが含まれます。

3. 第三国定住

難民の緊急事態に対応することのできる柔軟な第三国定住事業作り

日本政府は 2010 年にアジア初の第三国定住パイロット事業を開始し、5 年間でタイのキャンプから 83 名のミャンマー難民を受け入れてきました。そして、2014 年 1 月の閣議了解により、2015 年度からパイロット事業に続く形で正規の第三国定住事業を開始することが合意されました。この正規の第三国定住事業を通じて、マレーシアから 40 人の難民が 2015 年と 2016 年に受け入れられ、第三国定住事業を通じて受け入れられた難民の総数は 123 人になりました。UNHCR は第三国定住事業を実施するために日本政府が必要とするあらゆる支援を提供する用意があります。また、世界において変化しつつある再定住のニーズを鑑み、ミャンマー難民を対象として主眼に捕らえた現在の事業から、次の段階に進むことを検討することを強く勧めます。まず最初の穏当なステップとしては、各年の受入枠である 30 人を満たすことが考えられるでしょう。UNHCR は政府が、世界的な第三国定住のニーズを考慮して、第三国定住事業の拡大を検討するとともに、事業の人道的側面を考慮し、また、UNHCR の再定住に関する政策に合致するような形で、選考基準に関しても可能な限り柔軟に適用して再定住事業を実施することを勧奨します。

これまで、再定住難民を率先して迎え入れる自治体の欠如と予算不足が、現行の再定住事業の拡大を検討する際の課題とされてきました。そのような課題を乗り越えるために、第三国定住受け入れ国の中でも、庇護国から直接定住先の自治体に受け入れが任される形式をとっている良き事業実施例を参考に検討を進めることを推奨します。事業実施に関する方針を示し、技術的なアドバイスを提供するなどの中央政府のサポートがあれば、特に深刻な労働者不足に直面するような地域などにおいては、多くの自治体が難民を受け入れる用意があり、また受け入れる余地を有していると UNHCR は考えています。

UNHCR は G7 伊勢志摩サミットの際に日本政府によって発表された 150 人のシリア学生およびその家族の奨学金事業を通じた受け入れ表明を歓迎します。そのような受け入れの表明は、国際連帯と責任分担の重要な意思表示であり、シリア周辺諸国において難民が継続して保護される状況を保全することにも寄与すると UNHCR は考えています。UNHCR はそのような人道的な受け入れが査証発行の緩和や家族再統合、広い意味での労働移住事業を含む様々な形態をとって拡大されることを期待しています。

<http://www.unhcr.org/jp/12809-info-170526.html>

難民「相当」を4割不認定法相、有識者審査「尊重」せず

『東京新聞』2017年6月11日朝刊

二〇一三～一六年の難民認定審査で、法相から任命された民間有識者「難民審査参与員」の多数が「難民認定が相当」とした申請者三十一人のうち、法相が「不認定」と覆したケースが約四割の十三人に上ったことが、法務省への取材で分かった。同省は参与員の意見を「尊重する」との方針を公表しているが、その方針と異なる側面が明らかになった。（岡本太）

難民問題が世界的課題となる中、受け入れに消極的と批判されることの多い日本の難民認定の実態が改めて浮かび上がった。参与員は、入管難民法に基づき法相から認定の是非を審査するよう任命された法律や国際情勢に詳しい学識経験者ら。国内外から難民認定に消極的だとの批判を受け、認定手続きの中立性を高めるため、〇五年に導入された。外国人が難民認定を求めて申請すると、入国管理局の職員が一次審査をするが、不認定となり異議を申し立てた場合、参与員の審査を受ける。参与員は三人一組で審査し、難民認定すべき理由があるかどうか、一人ずつ意見を出す。意見に法的拘束力はないが、入管難民法は「法相は参与員の意見を聴かねばならない」と定める。同省は「法相は参与員の提出した意見を尊重して、審査請求に対する裁決を行う」との方針を公表している。



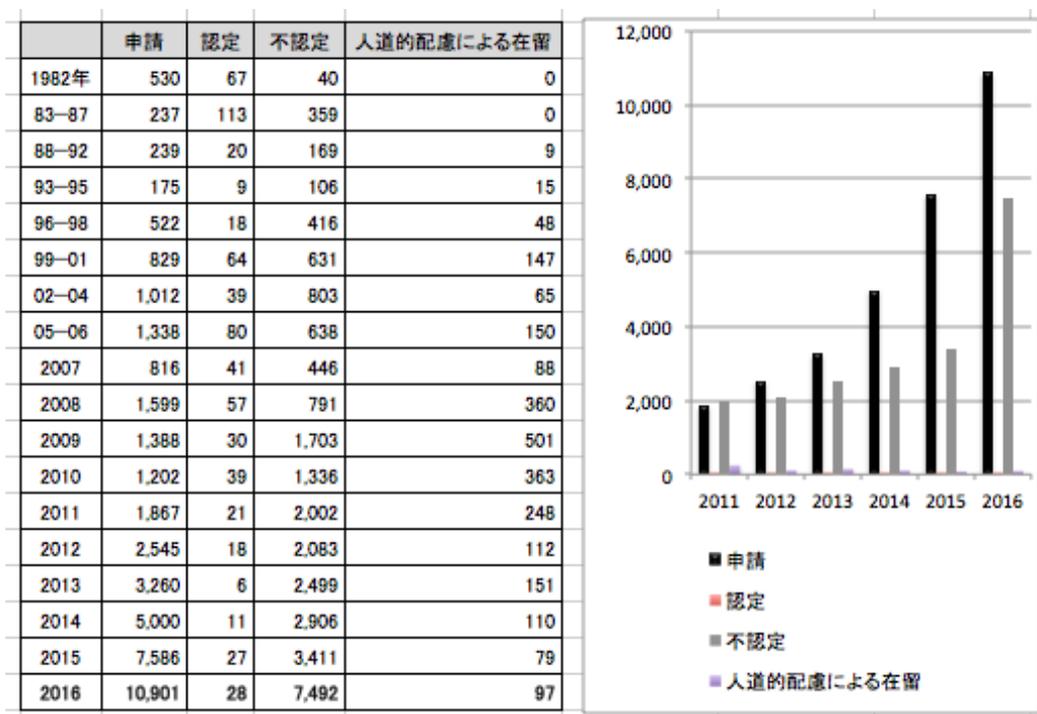
参与員制度が始まった〇五～一二年、参与員三人のうち二人以上の多数が「難民相当」と意見した八十四人すべてが難民認定された。ところが、一三年に入ると認定されないケースが出てきた。一六年までの四年間、三十一人について多数が「難民相当」と意見したのに一三年は七人、一四年は五人、一五年は一人の計十三人、全体の約四割が認められなかった。本紙が入手した法相の決定書では不認定の決定理由について明確な説明をしていない。難民申請者の支援に取り組む鈴木雅子弁護士は「参与員の認定意見が四割もひっくり返されているというのは驚きだ。これではとても意見を尊重しているとはいえないだろう。今の政権が難民認定に積極的に動いていないことも影響しているのではないか」と指摘。

参与員の多数意見が難民認定に反映されないケースが増えたのは、第二次安倍政権が発足した一二年十二月以降と重なる。入管審判課の根岸功課長は「参与員の意見は一三年以降も変わらず尊重して決定している。個々の事情により、多数意見とは逆の判断になることがある」と説明する。

<日本の難民認定> 難民条約に基づき、人種や宗教、政治的な理由などで迫害される恐れがあると判断した場合、「難民」として認定する。認定を受けると国民健康保険や福祉手当の受給などで日本人と同じ待遇を受けられる。申請者数は年々増加し、2016年に初めて1万人を突破。13～16年に計2万6747人が申請した。だが、1次審査も含めて認定されたのは72人。1万3258人が不認定に異議を申し立てた。10年の制度改正で難民申請から6カ月経過すれば就労が認められるようになり、経済的理由での申請が急増しているとされる一方、「迫害」の解釈が狭く、認定基準が厳しすぎるとの批判もある。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201706/CK2017061102000138.html>

日本の難民認定数等（法務省入国管理局発表資料）1982年-2015年（単位：人）



(注) ①5年、3年、2年の各期間表示では、その期間の合計点を示す。

②申請数には取り下げとなったものも含み、認定等の数はその年に審査された処理結果で、申請者の内訳でない。

③「人道的配慮による在留」は難民不認定のうち、人道的配慮が必要な者として特に在留を認められた場合。

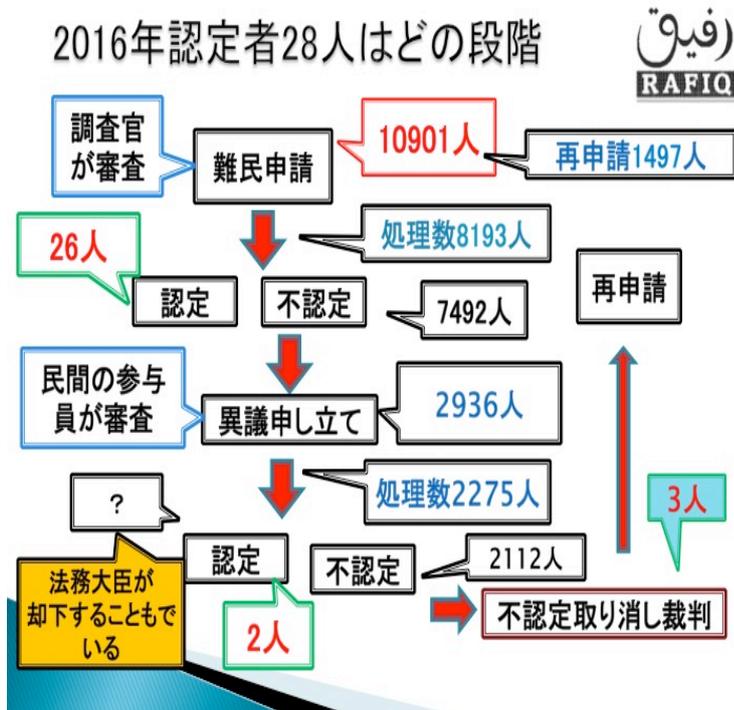
上位10か国 国籍別難民認定申請者数の推移

	平成26年		平成27年		平成28年	
1	ネパール	1,292	ネパール	1,768	インドネシア	1,829
2	トルコ	845	インドネシア	969	ネパール	1,451
3	スリランカ	485	トルコ	926	フィリピン	1,412
4	ミャンマー	435	ミャンマー	808	トルコ	1,143
5	ベトナム	294	ベトナム	574	ベトナム	1,072
6	バングラデシュ	284	スリランカ	469	スリランカ	938
7	インド	225	フィリピン	299	ミャンマー	650
8	パキスタン	212	パキスタン	295	インド	470
9	タイ	136	バングラデシュ	244	カンボジア	318
10	ナイジェリア	86	インド	229	パキスタン	289
—	その他	361	その他	1,005	その他	1,329
総数	73カ国	5,000	69カ国	7,586	79カ国	10,901

上位10か国 国籍別異議申立者数の推移

	平成26年		平成27年		平成28年	
1	ネパール	653	ネパール	887	インドネシア	1,229
2	トルコ		トルコ	462	ネパール	939
3	スリランカ		スリランカ	309	ベトナム	690
4	ミャンマー		ベトナム	214	トルコ	575
5	パキスタン		ミャンマー	198	フィリピン	355
6	バングラデシュ		パキスタン	151	スリランカ	348
7	インド		タイ	126	ミャンマー	280
8	ベトナム		バングラデシュ	117	インド	189
9	カメルーン		インド	90	バングラデシュ	162
10	ガーナ		フィリピン	73	パキスタン	119
—	その他	361	その他	493	その他	659
総数	73カ国	2,533	69カ国	3,120	79カ国	5,197

法務省HP「平成27年における難民認定者数等について」別表
<http://www.moj.go.jp/content/001179570.pdf> より



2015年&16年 難民統計 (人)
 The Refugee Statistic in Osaka area

	全国		大阪	
	2015	2016	2015	2016
難民申請	7,586	10,901	122	152
認定	27	28	1	3
在特者	79	97	NA	11

〈2017年6月19日 UNHCR 発表 グローバル・トレンド（統計）より
 全国難民弁護団連絡会議 作成〉

■世界の難民・避難民（2016年末時点）

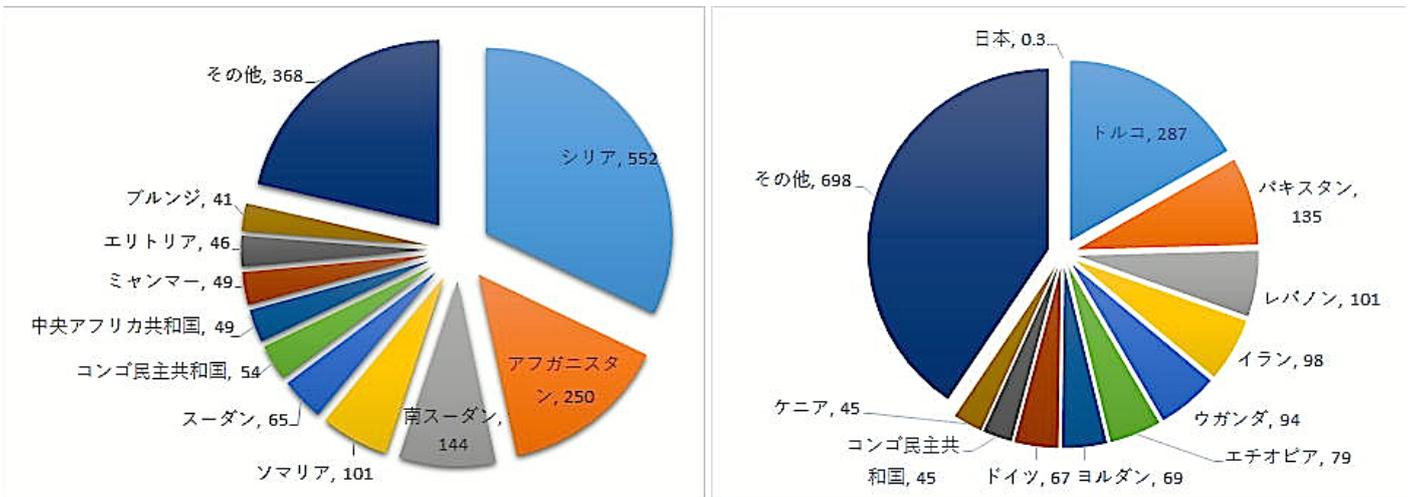
世界中で紛争または迫害から避難を余儀なくされた人の数・・・約 6,570 万人

うち、国内に留まって避難している国内避難民の数・・・約 4,030 万人

国外に出て避難している難民の数・・・約 2,250 万人（うち約 530 万人はパレスチナ難民）¹。

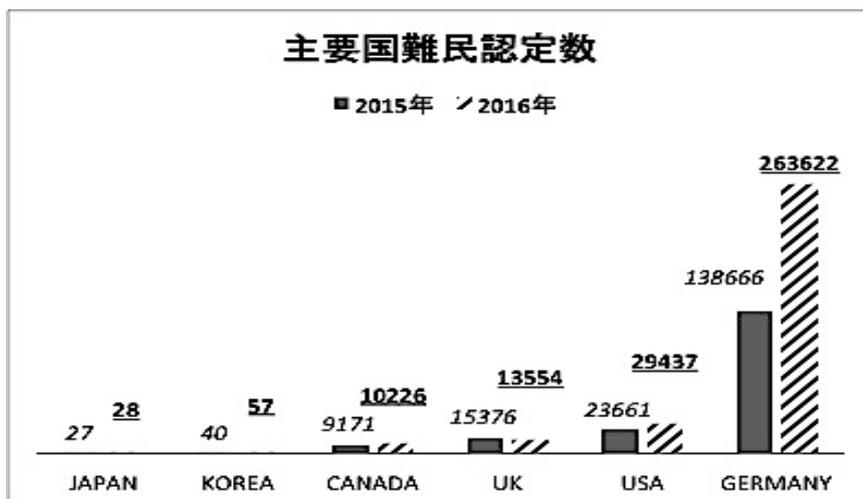
国外で庇護または難民の地位を求めている人の数・・・約 280 万人

■主な難民出身国と受入国



資料引用：全国難民弁護団連絡会議 <http://www.jlnr.jp/stat/index.html>

■主要国難民認定数



RAFIQ 作成

¹ パレスチナ難民以外の難民約 1,720 万人約 84%の約 1,450 万人が発展途上国にあり、約 490 万人は最貧国にいる。

G7諸国+韓国・オーストラリアにおける難民認定数等の比較

国名	UNHCR拠出金		未処理 (年始)	申請/ 申立数	処理					未処理 (年末)	比率(1)			
	金額 (百万ドル)	順位			条約 難民	補完的 保護等	不認定	取下・ 却下等	処分合計		難民 認定 率	庇護率	取下・ 却下等 率	未処理 増減(%)
米国	1,493.8	1	285,611	261,965	20,437	-	12,659	54,852	87,948	542,649	61.8%	61.8%	55%	52.1
ドイツ	283.9	3	420,625	745,545	263,622	179,588	196,184	127,035	766,429	587,346	41.2%	69.3%	27%	86
日本	164.7	4	13,831	16,098	28	97	9,604	1,497	11,226	18,801	0.3%	1.3%	16%	48.8
カナダ	117.3	5	8,483	23,619	10,226	-	4,970	1,253	16,449	23,935	67.3%	67.3%	5%	17.5
英国	113.9	6	45,857	54,941	13,554	1,534	25,577	6,117	46,782	46,784	33.3%	37.1%	11%	26.1
オーストラリア	39.9	12	24,243	33,454	6,567	-	12,859	572	19,998	29,590	33.8%	33.8%	21%	152.8
フランス	39.0	14	63,527	125,682	24,007	12,617	84,690	10,532	131,846	62,771	19.8%	30.2%	7%	12.9
イタリア	24.6	16	60,156	122,972	4,798	30,606	54,469	-	89,873	99,921	5.3%	39.4%	0%	31.5
韓国	20.1	19	5,387	7,542	57	248	5,542	730	6,577	6,861	1.0%	5.2%	8%	75.1

G7諸国+韓国・オーストラリアの貢献度の比較

国名	国データ			国外		国内					
	GDP (10億ドル)	人口 (100万人)	国土面積 (千km ²)	UNHCR拠出金額 (百万ドル)	難民数 (人)	GDP100万米ドル 当たりの難民数 (人・順位)	人口1000人 当たりの難民数 (人・順位)	千km ² 当りの 難民数 (人)			
米国	18,569.1	323.3	9,305.3	1,493.8	1	272,959	0.01	78	0.84	78	29.3
ドイツ	3,466.6	82.7	356.0	283.9	3	669,482	0.19	22	8.30	51	1880.5
日本	4,938.6	126.9	373.5	164.7	4	2,514	0.00	151	0.02	151	6.7
カナダ	1,529.2	36.2	9,826.7	117.3	5	97,332	0.06	49	2.68	49	9.9
英国	2,629.2	65.6	243.9	113.9	6	118,995	0.05	55	1.83	55	487.9
オーストラリア	1,259.0	24.3	7,701.6	39.9	12	42,188	0.03	95	1.74	59	5.5
フランス	2,463.2	64.6	547.3	39.0	14	304,546	0.12	37	4.71	37	556.4
イタリア	1,850.7	60.7	301.1	24.6	16	147,370	0.08	51	2.46	56	489.4
韓国	1,411.2	51.2	98.9	20.1	19	1,807	0.00	143	0.04	143	18.3

資料引用：全国難民弁護団連絡会議 <http://www.jlnr.jp/stat/index.html>

法務省入国管理局（平成 27 年 9 月）
「難民認定制度の運用の見直しの概要
～真の難民を迅速かつ確実に庇護するために～」

3 難民認定制度の運用状況（問題点）

（1）難民認定数が少ないという内外の批判

○平成27年6月19日（金）報道

「国連が、世界の難民や国内避難民が過去最多の6,500万人となったと発表したとする一方、平成26年に難民と日本で認定されたのは11人のみであり、日本は難民認定に慎重である。」

○平成26年11月18日（木）報道

“Japan helps too few refugees : UNHCR chief

3,260 people applied last year but only six got refugee status”

（国連難民高等弁務官談：日本はほとんど難民を庇護していない。昨年3,260名が難民認定申請をしたが、難民と認められた者は6名のみであった。）

（2）難民認定制度の濫用・誤用事例の急増

ア 平成26年に難民と認定しなかった者2,906人の申立てを見ると、約30%が難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない内容である。

（例）

- ① 借金問題や遺産相続等主に財産上のトラブルを申し立てるもの：約16%
- ② 帰国後の生活苦や本邦での稼働継続希望等の個人的事情を申し立てるもの：約7%
- ③ 地域住民等との間に生じたトラブルや暴力事件等に起因する危害のおそれを申し立てるもの：約5%

イ 平成25年に異議申立てにおいて「理由なし」の決定を受け、かつ人道配慮もされなかった者796人のうち、約8割以上の684人が再申請を行った（平成27年6月末現在）。



このような事例が急増した結果、審査期間が長期化し、真に庇護を必要とする難民を迅速に庇護することに支障が生じている。

<http://www.moj.go.jp/content/001158326.pdf>

難民条約66年、日本加入36年と制度改定に向けた動き。

1951	難民の地位に関する国連全権委員会議で「難民の地位に関する条約（難民条約）」を採択。（7月26日）
1978	閣議により、ベトナム難民の定住許可が認められる。その後、ラオス・カンボジア難民にも拡大（4月）
1981	難民条約国会承認（6月5日） 加入書寄託（10月3日） 公布（10月5日）
2000	国連総会で「6月20日」を「世界難民の日」とすることを決定。（12月）
2004	難民認定法一部改訂（施行2005年5月、附帯決議で3年後の改訂…実施されず）（5月） 60日ルールの廃止、参与員制度の導入、仮滞在など
2005	マンデート難民のトルコ系クルド人を強制送還（1/19）
2006	大阪で初めて「世界難民の日」集会を行う。この年以降毎年開催。
2007	UNHCR 高等教育プログラム（大学入学）制度を開始（12月）
2008	難民申請者数が千人を初めて突破（1599人）おもにビルマ難民（979人）。
2009	世界難民の日関西集会で「新たな難民制度案」を発表（6月21日） 難民認定3分の1に激減 1～9月、申請は最多に…認定率の激減
2010	成田で強制送還中のガーナ人死亡（3月23日） 入国者収容所等視察委員会設置（7月） 第三国定住のパイロット・プロジェクトを開始5家族27名が来日（9月28日）（3年で90人予定）
2011	日本の難民条約加入30周年、1951年難民条約採択60周年（11月） 衆参両院において難民関連決議が全会一致で可決。
2012	2011年の難民認定率が過去最低(2月)一次0.3%、異議手続き1.6% 法務省入国管理局、日弁連、なんみんフォーラム（FRJ）が覚書締結(2月) 新入管法実施（7月） 第三国定住、第三陣ゼロ（9月）
2013	なんみんフォーラム新難民法の提言発表（6月） 韓国新難民法施行（7月） 法務省 難民認定制度の運用に関する検討について公表（10月） 法務省 難民認定制度に関する専門部会開催（11月） 参与員の意見に反して法務大臣が7名難民不認定に。
2014	日弁連 難民認定制度及び難民認定申請者等の地位に関する提言。（2月） 衆議院 行政不服審査法一括改定可決。（参与員が審理員を兼ねる。）（5月23日） 日弁連 行政不服審査法改定に伴う出入国管理及び難民認定法改定案に対する会長声明（5月） 第6次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」等報告（12月） 2013年11月から続けられてきた難民専門部会の報告が発表された
2015	全難連 「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」の具体的施策に関する提言（5月） 法務省 難民認定制度の運用の見直し（9月）
2016	UNHCR 新 UNHCR、新駐日代表が「日本政府に対して提言」、積極的な難民の受け入れや審査の専門機関の設置を求める（11～12月）
2017	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」施行（6月） 第1次難民認定結果に係る処理を難民認定室から各入管に移管、再申請についてなど、迅速な処理をするための省令が3月に意見募集を経て、6月から施行。

* UNHCR 全難連 難民支援協会（JAR）難民事業本部 ウィキペディア、RAFIQ の資料から作成

* *資料については RAFIQ の HP に集めていますのでご参照ください。

トップ→なんみん→（なんみん法アイコン）→難民認定制度関連資料 http://rafiq.jp/nanmin/law_index.html

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議 (第一七九回、決議第二号) (衆議院 2011年11月17日)

二〇一一年は、一九五一年の『難民の地位に関する条約』採択から六十周年、また日本の同条約加入から三十周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの三十年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民それぞれについて人道支援と平和構築を中心に据えた取り組みを行ってきた。二〇一〇年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

また国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。

(出典) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/topics/ketugil11117-1.html

難民制度改革提案のポイント

(難民制度の改革を広げる関西の会) 詳細は http://rafiq.jp/nanmin/law_shuyoukousei.html

■2009年の世界難民の日に向けて検討してきた「新たな難民制度の主要構成事項」の要点を取りまとめたものです。

1. 難民制度は、人種、宗教、政治的意見などを理由に迫害される恐れのある人たちを保護することを目的とし、その基本となるのが難民としての認定であり、認定の可否は申請者の人生のみならず、場合によっては生命をも左右する重大な決定である。一方、海外から逃れ保護を必要とする申請者は日本語での意思疎通が困難であるうえ、難民制度など知る由もなく、難民であることを立証する文章なども所持せず、さらに生活を支える資金もないというのが通例である。これらを考慮すれば、難民の認定と支援はもっぱら日本国民を対象とする行政手続きや制度とは異なる仕組みや判断基準が必要である。
2. 空港や自治体などで、難民制度に関する情報(相談窓口、手続き、認定基準、支援制度)を匿名で得ることができ、また難民認定を求めている意思があると認められる者には、正規の申請手続きのために30日を限度とする滞在が許可され、この手続きを了した者には申請活動を行うため、行政手続き及び裁判に要する期間、滞在が許可される。
3. 難民の認定及び申請活動や生活上の支援を所掌する新たな行政組織を内閣府の外局として設置する。この組織は、人道的な立場に立ち審査・審判の公正さを確保すると同時に機能的に運用

される必要があるため、比較的少人数構成の行政委員会形式とする。

4. 認定に関する判断を行うものは委員会によって任命されるが独立してその権限を行使する。第116次の認定判断を行うものを審査官とし、広く人権問題を理解し、出身国情報の収集・分析能力などを有し、自ら事情聴取も行う。また異議申し立てではなく決定に対する不服申立は、審判官によって審理され、申請者と審査官を対峙させる対審的な方法を通して裁決される。審査・審判の判断基準は難民条約を所轄する国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が明らかにしている条約の解釈基準などに沿ったものとする。
5. 難民の定義に該当しない場合で、人道上の措置を必要とする者の要件は法律で定め、難民認定判断と同時に決定される。また、第三国定住難民の受け入れと難民認定とは共通の考え方にに基づき、総合的に取り扱われる。
6. 難民認定申請者が申請活動を支障なく行うことができるよう、住居、医療をはじめ生活維持に必要な支援を行うとともに、申請手続きに関する代理、相談、弁護士斡旋、通訳・翻訳等の法的・事務的支援を行う。就業能力を有する場合、自律的なシンセ活動を経済的に支えるものである限りにおいて就業許可の対象とされる。難民等の認定を受けたものに対しては、国民と同等の生活条件を確保できるよう各種の支援制度を整える。

「難民保護法検討のための論点整理」
(特定非営利活動法人なんみんフォーラム 2013年6月)

この法律は、日本国憲法の基本原理である基本的人権の普遍性に則り、国際協調主義に基づいて、難民の保護を行うことを目的とする。日本は、難民保護の国際法および国際的基本理念を尊重し、日本が加入する「難民の地位に関する条約」をはじめとする国際条約に基づいて難民の国際的保護および人道支援を行い、国際社会に貢献することを目指す。

1. 難民認定制度の改善

適正な難民認定が行われる制度の確立

- (1) 空港をはじめとして、庇護へのアクセスを広く担保する。日本の領域にいる限りはノン・ルフールマンの原則を尊重する。
- (2) 庇護申請の際には代理人へのアクセスの保障、適切な通訳人の確保、読み書きが不十分な人への配慮を行なう。通訳人については、第三者の意見も踏まえて定期的な評価を実施する。
- (3) 外部の法的助言および代理人を得られる権利を法律上明記し、予算措置をする。また代理人や支援者の助言を得て申請するための十分な時間を確保する
- (4) 事実の認定にあたっては、難民申請者が置かれた特異な状況を考慮し、出身国情報など客観的情報と合わせて適切に判断する。また、母語による証拠も受け付ける
- (5) 保護の対象者として、難民条約上の難民に加え、拷問被害者や無国籍者、人身取引の被害者など、その他国際保護を必要とする人について法律上明記する（補完的保護）。
- (6) 難民認定が適正な手続きで行われることが担保されるよう、法律の中にUNHCRのガイドラインなど国際基準を含める。
- (7) すべての段階において、難民調査官などによるインタビューに代理人、補佐人などが立ち会うことを認め、難民認定の判断の前提となる資料をすべて開示し、庇護希望者に釈明の機会を与える。また処分の詳細な理由を提示する。
- (8) 異議審査は、一次審査とは独立した機関が実施する。
- (9) 認定に携わる人の選定基準および業務遂行に関わる事柄について公表するなど透明性を図る。
- (10) 難民認定手続きを通常の入出国管理行政から切り離し、難民保護の専門性を担保する。

2. 庇護希望者の法的地位の保障

審査期間の在留にかかる法的地位の保障

- (1) 難民認定申請を希望する者（「庇護希望者」）に関し、裁判およびその申請中の準備期間を含む審査期間において、法的身分（何らかの在留資格）を保障する。
- (2) 庇護希望者は、原則として収容しない。収容しなければならない場合であっても、収容代替措置を適用し、予算措置も含めて制度化する。

3. 庇護希望者の生活保障

庇護希望者の生活面の課題を解消する制度・施策の実現

- (1) 難民申請者の最低限の生活を保障する。在留資格の有無にかかわらず、社会保障/福祉制度の対象とする。難民申請者の子どもについては、健康と教育を保障する。

- (2) 審査期間の目安を超えた場合に就労を許可する。
- (3) 日本語教育、社会適応教育など、生活のための研修の機会を提供する。

4. 難民の社会統合

条約難民もしくは人道配慮に基づく在留許可者の社会統合のための制度・施策の実現

- (1) 早期に社会統合が実現するよう、条約難民や人道配慮に基づく在留許可者に対して、日本語教育や職業訓練を含む支援策を提供する。
- (2) 生活困窮者、および精神障害や疾病等のある生活弱者に対してはとりわけ個別・寄り添いを強化した個別支援を提供する。
- (3) 家族統合に関する権利を保障し、迅速に手続きを進める。
- (4) 地域における難民受け入れ促進のため、自治体や民間団体、難民による自助団体などの参加を奨励する。

5. 公平な保護施策

第三国定住難民と条約難民、人道配慮に基づく在留許可者とで、法的側面および生活面での支援策、社会統合のための制度・施策が同水準にする

- (1) 第三国定住難民の受け入れを法律に明記する。
- (2) 受け入れに当たっては、法的地位や支援の最低基準を定める。
- (3) 条約難民および人道的配慮に基づく在留許可者について、第三国定住難民と同様の生活・社会的統合のための制度・施策を提供し、格差を生じさせないようにする。

「難民保護法検討のための論点整理」 | なんみんフォーラムFRJ | Forum for Refugees Japan
<http://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/135/>

**国内での避難認定手続等改善に向けた、法務省入国管理局、
なんみんフォーラム、日本弁護士連合会の覚書**
(特定非営利活動法人なんみんフォーラム 平成 24 年 2 月)

法務省入国管理局は、難民の地位に関する条約（難民条約）に基づく難民認定制度が始まった昭和 57 年以降、同制度を運用するとともに、迫害国への送還禁止（ノン・ルフールマン）や難民旅行証明書の交付等難民に対する保護措置の重要な部分を担っている。

なんみんフォーラムは、日本に逃れてきた難民を支援する団体・NGO のネットワーク組織として設立され、難民認定手続に関わるアドバイスや収容施設におけるカウンセリングを始めとする難民支援を行うとともに、難民認定行政の在り方に関する意見表明を始めとする難民問題の解決のための政策提言を行っている。

日本弁護士連合会は、難民認定行政の在り方に関する意見書をこれまで複数発表するなど、難民がより適切に保護されるよう尽力している。また、個々の会員は難民認定に関する行政手続や難民不認定処分に関する行政訴訟に取り組んできた。

難民行政に関する法務省入国管理局のこれまでの取組に関しては、相当程度の評価がある一方、難民認定手続の現状や難民認定申請者の収容等に関しては様々な批判もある。法務省入国管理局は、こうした批判の適切な理解と受容に努めるとともに、民間の立場で難民保護を推進する者との協議を通じて具体的改善点を見いだすことや、民間団体等と協働することによって、同局のみでは対応困難な改善策の実現に積極的に取り組んでいきたいと考えるものである。

なんみんフォーラムと日本弁護士連合会は、難民条約の精神にのっとり、官民の連携による支援施策を構築し、実施することを通じて、日本及び世界における難民保護の推進に寄与したいと考えるものである。

そこで、法務省入国管理局となんみんフォーラムは、両者の協働を通じて具体的に改善可能な事項について、その実現・実施に向け協議・協力することに合意し、日本弁護士連合会は、三者の協働も視野にその協議に参画することとし、具体的には、下記の事項に取り組むものとする。

記

- 1 難民認定手続を始め法務省入国管理局が所掌する難民行政全般に関する改善点を探る協議
- 2 難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換協力
- 3 その他三者の今後の協議により定める事項

| なんみんフォーラム FRJ | Forum for Refugees Japan
<http://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/119/>



「OSAKAなんみんハウス」のオープンに向け、玄関や部屋を改修する支援者たち＝大阪市淀川区

難民認定支援 市民もタッグ

ニュース見て、建物を無償提供

日本で難民認定を求める人々を支える拠点が来月1日、大阪市内にできる。紛争などで母国を追われた難民の映像に心を痛めた市民が建物を無償提供し、支援団体が開設にこぎつけた。海を越えて逃れてきた人々が身を寄せられる場にするとともに、地域住民との交流の場を目指す。

日本の難民認定

法務省によると、日本で今年1～6月に難民認定を申請した外国人は5011人(速報値)。過去最多だった昨年1年間の7

586人を上回って年1万人に迫るペースという。同じ1～6月に難民と認定された人は4人。このほか、33人が人道的な配慮で在留を認められた。審査には、平均で1年近くかかる。

団体、大阪にあす拠点開設

名称は「OSAKAなんみんハウス」。地下鉄御堂筋線東三国駅から徒歩5分ほど。昔ながらの町なかにある、築約50年の住宅だ。難民支援団体「在日難民との共生ネットワーク」(通称・ラフィック)が設置し、運営にあたる。住宅の所有者の女性(57)は昨年、中東から欧州に向かう大勢の難民が国境で足止めされているニュースをテレビで見た。日常を奪われたその姿に、いたたまれない気持ちになった。日本にも野宿する難民申請者がいることも分かった。

一方で、欧州の一般市民が、疲れている難民に食べ物や配っているシーンにも心動かされた。「自分にも何かできることはないだろうか」。ネットで難民支援の団体を検索し、ラフィックを見つけ、連絡した。「雨風をしのぐために、必要としている人がいれば空家を無償でお貸ししたい」。今後は食器や家具など使わない品を集めて寄付することを考えている。ラフィック共同代表の田中恵子さん(62)は「本当にありがたい申し出。不安な思いを抱えている人たちが、悩みを相談したりくつろいだりできる居場所になりたい」という。そして、い

生活もサポート
ハウスの1階はラフィックが事務所を置き、難民認定に関する問い合わせに对应したり、生活支援をしたりする。2階は住む場所に困った難民申請者たちのシェルターに使う。書棚を設け、日本語の教材や出身国の言語の本・DVDもそろえる。各地の難民支援の団体によると、難民申請者にこのような総合的なサポートを提供する施設は、全国にも珍しいという。ラフィックは2002年に設立。いまは、紛争や迫

もあるかもしれないが、接する中で打ち解けていきたい」と話す。害などでアフガニスタンやガーナ、エジプトから逃れて来た約40人と関わっている。これまでは、大阪府高槻市にある貸事務所で活動してきたが、手狭なため十分な対応がしづらかった。難民申請した人たちは半年間は就労できず、生活に困っている場合が少なくない。ラフィックから食料の支援を受けている北アフリカ出身の50代男性は、なんみんハウスについて、「心強い。難民認定の手続きなどをサポートしてもらえ



(北村有樹子)

あすから見学会

10月1、2日に、「OSAKAなんみんハウス」の見学会がある。1日は午後3～8時、2日は午後1～5時。予約は不要で誰でも参加可。各国の飲み物が楽しめる。難民に関する写真展示やDVDの上映もある。問い合わせはラフィック(rafiqtomodati@yahoo.co.jp)へ。

世界難民の日・関西実行委員会…とは

6月20日は2000年の国連総会で決定した「世界難民の日」です。この日は世界中で難民に関する取り組みが行われています。しかし、日本ではほとんど関心がなく政府の取り組みなどありません。

日本にも支援を求めている難民が住んでいます。関西でも日本の難民問題を考えようと難民問題や難民の出身国の支援を行なっている団体や難民問題に関心のある個人が集まりこの集会を企画しました。実行委員会には、20代から60代までの多様な方々が集まってきてくれています。

この集会は、すべてボランティアで運営し、運営資金は賛同金と資料代で行います。

多くの方が日本に滞在する難民について関心を持ち、彼らが平和で安心してすごせる社会になるように、ご協力をお願いいたします。

■2017年世界難民の日関西集会実行委員会 構成団体

日本ビルマ救援センター
PASTEL (立命館大学難民支援研究団体)
J-FUNユース・関西 (K.G.)
RAWAと連帯する会・関西
RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)
ほか、個人有志

■事務局

RAFIQ (在日難民との共生ネットワーク)
大阪市淀川区東三国4-9-13 なんみんハウス
TEL&FAX : 06-6335-4440 Mail : rafiqtomodati@yahoo.co.jp

■後援団体

UNHCR (国連高等難民弁務官事務所) 駐日事務所
公益社団法人アムネスティ・インターナショナル・日本
全国難民弁護団連絡会議
特定非営利活動法人なんみんフォーラム (FRJ)
特定NPO法人 難民支援協会 (JAR)

■協力団体

難民ナウ!



と思ったら…メールニュースの購読を！

Refugees in Japan Supporters NEWS 在日難民支援ニュース(随時発行)



登録はこちら 世界難民の日 Web <http://rafiq.jp/wrd/>
 まぐまぐ <http://www.mag2.com/m/0001629785.html>
 バックナンバー (まぐまぐ) …<http://archives.mag2.com/0001629785/>
 (運営) 世界難民の日実行委員会